

特定個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、特定個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第4 乙は、この契約による業務に係る特定個人情報等の取扱い責任者（以下「作業責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、これを甲に別記様式により届け出なければならない。作業責任者及び作業従事者を変更する場合も同様とする。

2 作業責任者は、この特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第5 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく特定個人情報等の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(取得の制限)

第6 乙は、この契約による業務を実施するために取得する特定個人情報等については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た特定個人情報等を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第8 乙は、この契約による業務に関して知り得た特定個人情報等について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の特定個人情報等の適正な管理のため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の特定個人情報等の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退出管理可能な保管室等で特定個人情報等を保管すること。
- (3) 甲の承認がある場合を除き、特定個人情報等を定められた場所から持ち出さないこと。
- (4) 特定個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。
- (5) 特定個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保存状況並びに記録された特定個人情報等の正確性について、定期的に点検すること。
- (6) 作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、特定個人情報等を扱う作業を行わせないこと。
- (7) 特定個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

2 乙は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た特定個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他特定個人情報等の保護に関し必要な事項について教育及び研修を行うとともに、特定個人情報等の適正な管理の徹底のための必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために甲から引き渡された特定個人情報等が記録された資料等を複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第10 乙は、この契約による業務を実施するための特定個人情報等の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社

(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)に委託する場合を含む。)又はこれに類する行為(以下「再委託」という。)をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく特定個人情報等の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託に係る連帯責任)

第11 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託先に対する管理及び監督)

第12 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した特定個人情報等が記録された資料等について、業務完了後、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等特定個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(遵守状況に関する報告)

第14 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(監査等)

第15 甲は、この契約による業務の実施に伴う特定個人情報等の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査(以下「監査等」という。)を行うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告等)

第16 乙は、この契約による業務に関し特定個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報等の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあるこ

と（再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

2 甲は、前項の事態が発生した場合には、特定個人情報等の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

（契約の解除及び損害の賠償）

第 17 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

別記様式

特定個人情報等作業責任者及び作業従事者に関する届(新規/変更)

年 月 日

(所 属 長) 様

住所
請負業者名
代表者名

「(業務名)」業務に係る特定個人情報等の作業責任者及び作業従業者について、下記のとおり届け出ます。

記

〈作業責任者〉

所 属	氏 名

*再委託をする場合は、再委託先の責任者も併せて記載すること。

〈作業従事者〉

所 属	氏 名

*再委託をする場合は、再委託先の従業者も併せて記載すること。

〈変更理由〉

--

*従業者を変更する場合は理由を記してください。